



SDGs × 監査委員事務局



監査委員による監査制度は、市が行う財務に関する事務が適正に行われているかどうか、公金が正しく管理され効率的に使われているかどうかをはじめ、その他行政事務全般にわたって調査し、意見を述べるというものです。監査委員の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。

監査委員は、監査計画に基づき監査等を実施していますが、主な監査を紹介します。

★定期監査

歳入歳出予算の執行、契約並びに財産の管理等財務に関する事務の全般にわたり、全ての部局課等を対象に監査を実施します。

★財政援助団体等監査

財政援助団体、出資団体、公の施設の指定管理者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、団体に対する指揮監督が適正に行われているかを主眼として監査を実施します。

★決算審査

☆一般会計、特別会計

決算の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、資金運用、財産管理が適切かつ効率的に行われたか審査を実施します。

☆公営企業会計

決算の計数の正確性を検証するとともに、経営実績、財政状態及び建設改良事業について審査を実施します。

★例月出納検査

一般会計、特別会計及び公営企業会計の前月分の出納について、関係諸帳簿や現金・預金の管理状況等进行检查します。